

大田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月26日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第67号の2

大田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
大田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大田市規則第16号の2）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項及び第5項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大田市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、特定教育・保育等が行われた月が令和3年9月以後の場合における利用者負担額について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年8月以前の場合における利用者負担額については、なお従前の例による。